

第22回少林寺拳法関東学生新人大会 実施要項

開催種目

I：演武

I：演武

1. 資格

○全種目共通

- ・関東学生連盟所属の大学の学籍を有し、学籍を有する大学少林寺拳法部の部員であり、かつ所属期間が2年以下の者のみ、出場できる。但し、留年・大学院・再入学含めて全日本学生少林寺拳法連盟への所属が4年以内の者に限る。

※2024年4月1日を起点日とし、大学少林寺拳法部の在籍期間が2年以下の者。
(2023年4月に2年生で入部した、現在3年生はその他の要件を満たしていれば、出場できる。)

- ・組演武に関しては、原則同一大学に所属する部員同士の組み合わせで出場するものとする。
- ・最終訂正締め切り時の武階で出場するものとする。最終訂正締切から大会当日までの期間に昇級、昇段してもその武階での出場はできない。上記項目を遵守できていないことが発覚した場合は、失格となることがある。

○組演武

- ・武階が違う場合は、上位の資格種目に出場する。
- ・級拳士同士で組む場合は、どのような組み合わせでも出場できる。
- ・有段同士で組む場合は、二武階以内の組合せのみで出場できる。
- ・級拳士と有段者が組む場合は、初段と茶帯(1級～3級)のみ可とする。

○単独演武

- ・各々資格に応じた種目に出場する。

○服装

- ・法衣の着用は不可。
- ・道衣は「少林寺拳法連盟競技規則の服装規定」に則ること。
- ・整列時に実行委員にて注意を受け、頑なに応じなかった場合は失格とし、演武をさ

せずに退場させる。

【服装規定】※少林寺拳法競技規則取扱規則第3章第5条細則服装規定より抜粋

1. 道衣・帯は少林寺拳法公認のものとし、体格に応じたものを着用する。
2. 袖章は規定通りのものを着用すること。(役職、資格に応じたもの)
3. 道衣の後襟、前襟下方、ズボン前上方に必ず名前を記入すること。原則として、黒色で名前を記す。卍等の刺繍等はしない。
4. 道衣の袖や裾をまくり上げないこと。
5. 上着の袖は「手首と肘の中間」、ズボンの裾は「足首と膝の中間に」位置すること。

[一般(中学生以上)] ※袖及び裾の長さについて

- ・袖の位置は、手首の関節から上に5 cm以上、肘から下に10 cm以上とする。
- ・ズボンの裾はくるぶしから上に10 cm以上、膝から下に15 cm以上、ズボンの幅は体格に応じたものとする。

※上記の数値については、直立で手を真っ直ぐ下ろした状態でそれぞれの関節中央部から計測した場合とする。

6. ゼッケンには全種目 15 cm×25 cmの白地の布に黒で〇〇大学と記入する。

大学名が長い大学は省略しても良い。ゼッケンは各大学で字体を統一すること。

* 以上の服装規定に違反していると、演武開始前に当該コートの審判員によって疑義が生じた場合、計測の上、審判団長、副団長、大会進行責任者により協議を行う。違反が認められた場合、その拳士を失格とし、採点は行わない。本件についての異議申立ては一切受付ないものとする。

○頭髪

- ・出場拳士の頭髪は、本人生来の髪色を基準とすること。
- ・長い髪は黒い髪ゴム等でまとめるようにする。(派手な色のゴム、ピン等の使用は禁止する。)
- ・整列時に実行委員にて注意を受け、頑なに応じなかった場合は失格とし、演武をさせずに退場させる。
- ・極端な長髪(髪形)は避けること。
- ・前髪は、競技中に視界を妨げないよう、目にかからない状態に整えておくこと。
- ・襟足は道着の襟を覆わない程度の長さとする。

* なお、本要項に定める各規定は、次年度以降変更となる場合があります。

○帯について

帯の着用基準は以下とする。

・ 不可事例（使用禁止） ※減点や出場不可の対象となります

- ①ソーエンロゴ（新ロゴ）のない帯（旧卍ラベル、他武道の帯の流用など）
- ②過度に長い帯（直立して結んだ際、両端が膝頭より下になるもの）
- ③資格（段級位）に合っていない帯
- ④著しく劣化（変色、帯の端部の破れなど）が進んでいる帯・必須内容（遵守事項）
ソーエンロゴラベルがついている帯の着用

・留意事項

- ①他人の氏名が入った帯（譲り受けたもの等）の場合
原則は、帯は各個人が所有している者を使用してください。
⇒貸与、譲渡された帯で他人の氏名などが記されている場合、その部分をテーピング等で覆い、ペン等で本人の氏名を明確に記載していれば着用することも可能です。
- ②氏名・所属の記載がない帯
左右ともに「少林寺拳法」や「四文字熟語」が刺繍・記載された帯も着用可能です。
⇒名前・所属が記載ない為、紛失防止のため自己管理をお願いします。
- ③大学少林寺拳法部等の共有の帯（色帯等）
部の共有物である帯も使用可能です。
⇒部（大学）名の記載を推奨。（刺繍・ペン書き不問）

○眼鏡等について

- ・競技中の眼鏡、ハードタイプのコンタクトレンズの使用は禁止とする。
- ・整列時に実行委員にて注意を受け、頑なに応じなかった場合は失格とし、演武をさせずに退場させる。

○その他

- ・装飾品等を身につけることは一切禁止とし、使用した場合は失格とする。
- ・女性が道衣の下にシャツを着用する場合は、色は白色（※指定のワンポイント入り可）とし、見苦しくないようにする。
- ・テーピング・サポーターの事前申告について
 - 1. テーピング及びサポーターについては負傷箇所の保護目的の場合の使用を認める。（色は華美でないものを推奨する。）
 - 2. 大会当日、肌の露出部分にテーピング・サポーターを使用している者は、各コート招集時、審査が始まる前に主審に口頭で申告すること。

・男性拳士のインナー申請書について

1. 男性拳士の道衣下のインナーは、予め大学の代表者が大学ごとに連絡をすること。
着用は、関東学生少林寺拳法連盟への届出を行った後に許可する。尚、申請は大学内に1人でも着用を望んでいる拳士がいれば、その拳士の意見を尊重すること。
届け出先：関東学生少林寺拳法連盟審判部
2. 【大学名・拳士名・代表者名・理由・出場コート・ラウンド】を記入し、大会一週間前までに連絡する。大会当日は、必要事項を記入したインナー申請書を、各コート招集時、審査が始まる前に主審に提出する。

2. 演武種目

- ・組演武 男子有段、女子有段、男女有段、男子茶帯、女子茶帯、男女茶帯、男子白緑、女子白緑、男女白緑
- ・単独演武 単独有段、単独茶帯、単独白緑

3. 構成人数

- ・組演武 2名
- ・単独演武 1名

4. 演武時間

○組演武

- ・合掌礼～合掌礼（1分30秒以上2分以下）
※合掌礼が無く計測不能の場合は受賞対象外とする。
- ・1分30秒でベル1回、2分でベル2回の合図
- ・時間の超過及び不足は10秒ごとに合計点より5点ずつの減点
- ・演武時間は1分30秒以上2分以内とし、これ以外の時間は減点の対象となり3分を超過した場合は失格とする。

○単独演武

- ・合掌礼～合掌礼（1分以上1分30秒以下）
※合掌礼が無く計測不能の場合は受賞対象外とする。
- ・1分でベル1回、1分30秒でベル2回の合図
- ・時間の超過及び不足は10秒ごとに合計点より5点ずつの減点
- ・演武時間は1分以上1分30秒以内とし、これ以外の時間は減点の対象となり2分30秒を超過した場合は失格とする。

5. コート

- ・単独演武、組演武は7メートル四方とする。

6. 構成数

演武規定に従い、6構成とする。

7. 演武審査方法

1. 審査は（一財）少林寺拳法連盟競技規則ならびに審判規則に則る。
2. 演武の審査は、予選・本選共に審判員5名で行い、最も高い点と最も低い点を除いた3名の総合点（300点満点）で優劣を決する。
3. 減点事項による減点は総合点より行う。
4. 総合点が同点の場合の判定の手順は下記の通り
総合点の技術度→主審の合計点→主審の技術度→審判団の協議

8. 審査項目

技術度（1人10点×6構成＝60満点）

表現度（武的習熟度：40点満点）

構成・リズム・節度 10点

体構え・立ち方・美しさ 10点

気合・気迫・冴え 10点

調息・目配り・残心 10点

計 100点

9. 使用技、注意事項

○組演武

- ・使用技は、科目表に基づき、各々の修行中の科目までとする。ただし、見習い・6級・5級・4級は3級技まで、3級・2級・1級は初段技まで使用できるものとする。（2011年4月改正）

○単独演武

- ・級拳士、有段者問わず自由構成とする。
- ・一方向で1構成とする。（例、義和拳第一系を前後した場合は2構成とする）
- ・使用技は、科目表に基づき、各々の修行中の科目までとする。ただし、見習い・6級・5級・4級は3級技まで、3級・2級・1級は初段技まで使用できるものとする。（2011年4月改正）

※単独基本法形も同様である。特に級拳士が使用できるものは以下の通りである。

●1 級～3 級

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、白蓮拳第一系、逆小手単演

●4 級～6 級、見習

天地拳第一系～第四系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、逆小手単演

※龍の形（逆小手単演）は三段科目とされているが、「逆小手裏返投裏固」が3 級科目であるため、4 級～6 級、見習も含めて使用可とする。また、逆小手前指固と逆小手裏返投裏固のいずれでも可とする。

○その他

- ・下受蹴小手投（二段科目）については、下受蹴を行わず小手投のみでも良い。
- ・肩車、一本背投げは二級「背負投の防御研究」、肩車、一本背投げに対する受け身は一級「背負投の防技研究・大車輪」を習得していることを前提とし、三級以上の拳士がそれぞれ使用できるものとする。
- ・「千鳥返」からの連反攻として、または状況に応じた他の技の流れからの「刈足」、「後刈倒」については級拳士も使用できるものとする。
- ・武階に相当する技（横天秤、引天秤、天秤投）について
（2022-2025 少林寺拳法考試員審判員講習会資料競技規則、審査要領抜粋 p43）より横天秤、引天秤、天秤投を以下の記載とその補足により整理する。
 - ⑤一般（中学生以上）の場合、相手が振突より裏拳打をしてきたのに対して外押受突（外押受）をして天秤を取った場合、横天秤（2 級科目）とみなすため、3 級以上の拳士は使用可とする。但し、直突に対してはこの限りでない。
※見習～4 級は使用不可
 - ⑥二段拳士が引天秤を掛けた時、勢い余り相手が崩れ倒れた場合は天秤投と見なさない。
 - ⑦天秤を掛けた時、相手が前方に転がり仰向けになった場合は天秤投とみなす。
 - ⑧単独演武について、逆小手は級で習得するため、龍の形とは見なさないで、一般（中学生以上）は見習から、使用できるものとする。
 - ⑨一般（中学生以上）の場合、後刈倒については、級で千鳥返から刈足を習得するので、刈足の応用・変化として級拳士も使用できるものとする。
 - ・少林寺拳法にない技の使用は不可とする。また短刀などの武器の使用、認められない防具(連盟本部公認のボディープロテクターを除く)の着用については不可とする。
 - ・使用不可である技を使用した場合は、主審がその演武終了後確認し、記録係が総合点より 10 点減点する。
 - ・少林寺拳法の技とは思えない紛らわしい技を使用した場合は、主審がその演武終了後確認し、記録係が総合点より 1～3 点減点する。

- ・「投げに対して宙で回転する受身」については、技術度における評価対象とする。また、技としての成立条件（体捌、足捌、攻者の体勢を崩す等）に欠ける、極めが不十分な投げに対する受身であれば、極めの内容に基づいて技術度を評価する。また受身も含めて武的要素を持ち、護身の観点から理にかなった動きをしているかどうかを評価する。受身が不十分で危険を伴う内容とみなされた場合は総合点より5点減点とする。

身体（下肢部分を含む）の側面から落下している、背中、臀部から落下しているものなどは受身が不十分とみなす。受身が不十分であると疑義が生じた場合は、該当コートの審判員が協議を行う。

また受身について、成立条件となる極め、崩しが無いまま攻者が勝手に飛ぶような受身に対しては、技術度における評価の要素となる。（守者の「極め」が無いものとする。）（2022 年度参考資料より抜粋）

- ・演武の構成数が6構成より過不足があると見なされた場合は総合点から10点減点される。
- ・コート入場の際、コートに入り互いに合掌礼をして演武を開始。演武終了の合掌礼のあと、コートの外に出た後、主審に礼をする。（コート内で主審に礼はしない）
- ・演武はコートの中央より始まり、中央付近で終了する。
- ・少林寺拳法連盟本部公認のボディプロテクターに限り、胴着用演武を認める。
- ・競技者が、事故のため演武を継続することが不可能、または危険とみなされる場合、安全確認・安全確保を行い、演武を中止、競技棄権とする。

10. 減点及び禁止項目

○減点項目（それぞれ、合計点より減点とする）

- ・演武時間の過不足（10秒ごとに5点の減点）
- ・構成数の過不足（10点の減点）
- ・使用不可とされる技の使用（演武終了時に確認後、10点の減点）
- ・少林寺拳法の技とは思えない紛らわしい技の使用（演武終了時に確認後、1～3点の減点）
- ・投げに対して不十分で危険を伴う受身となった場合（5点の減点）

○禁止項目（演武）

- ・男性拳士の道衣下へのインナーの着用（関東学生連盟による許可がある場合を除く）
- ・少林寺拳法にない技の使用
- ・同一人物による単独演武・組演武・三人掛への重複出場
- ・競技者はコート内における金属など、その他相手に危険を及ぼすようなものの着用、

持ち込みをしてはならない。

- ▶短刀などの武具の使用
- ▶連盟本部公認プロテクター以外の防具の着用

○失格となる項目

- ・コート内へスマートフォンやタオル等不要なモノの持ち込み
- ・最終訂正時の武階以外で出場した場合
- ・頭髪や装飾品などで整列時に実行委員にて注意を受け、頑なに応じなかった場合
- ・服装規定に違反した状態で演武を行なった場合

11. その他

○突発事項の発生

- ・大会実行委員会および、本部審判委員会により協議する。コート内の協議による確認が困難な場合は審判団長に報告、確認を行う。
- ・審判団協議等の競技に関する事項が発生した場合は、主審は直ちに手を挙げて「協議」の号令を発して、主審席の前に審判員を集合させ、事実の確認（協議）を行う。（時間の過不足などについても審判員を集合させ、状況の周知を行う）主審はその結果について演武者に通告するとともに集計係にその処理を指示する。※副審が確認、協議の必要があると認識した場合は、挙手にて主審に知らせる。
- ・競技者が事故のため、演武を継続することが不可能（危険）となった場合は、主審は直ちに演武中止を指示する。※頭部に対する衝撃、競技に危険を及ぼす負傷、競技上の危険が懸念される状況である場合は、「棄権」扱いとする。その際点数表記はおこなわない。
- ・審判員の最終宣告は絶対であり、何人もこの宣告に従うものとする。
- ・今大会における物品の紛失及び盗難に関して、大会主催者並びに関係者は一切の責任を負わない

○結果

- ・本年度は本選の結果にもとづいて順位づけを行う。順位の呼称は、第 1 位、第 2 位、第 3 位、第 4 位、第 5 位、第 6 位とし、第 6 位までを入賞とする。
- ・本大会は、本戦出場を 12 組とする。

○総合成績について

本大会では、総合成績の優秀な大学を「新人育成賞」として表彰する。総合得点の算出方法は以下の通りである。

- ・本選の順位ごとに与えられる得点を、その拳士が所属する大学の総合得点に加点する。

同一種目において同一大学から複数の入賞組が出た場合は、該当組の全得点を加算する。配点は、一位:6 点、二位:5 点、三位:4 点、四位:3 点、五位:2 点、六位:1 点とする。なお、合計得点が同点の場合は、演武種目と立合種目を合わせて第一位を獲得した種目の数が多い大学を高順位とする。その数まで等しい場合、第二位を獲得した種目、第三位を獲得した種目...として順位を決定する。

○失格について

- ・失格となった場合、当該点数は大会結果に反映されない。
- ・失格と認められた場合は、審判員は点数表示をしない。
- ・本選において失格となった場合、受賞対象外とする。またその際、順位は失格者以外を繰り上げ、繰り上げ後の 6 位まで入賞対象者とする。

その他ご不明点がございましたら、関東学生少林寺拳法連盟事務局（info@kantogs.org）までご連絡のほど、よろしくお願いいたします。